

あなたが選んだ市民活動団体をあなたの税の1%でサポート	面談年月
市川市役所 市民生活部 ボランティア・NPO活動推進課 副主幹 寺沢和博 氏 (現: 企画部 ボランティア・NPO協働推進課 主幹)18.4 組織改正	H18年3月

(活動のフィールド) 千葉県市川市 		
---	---	--

活動内容 ボランティア・NPO 活動推進課は、以下の業務を所掌する。 (1) 課の庶務に関すること。 (2) ボランティア団体及び NPO との連絡調整に関すること。 (3) ボランティア活動及び NPO 活動に係る相談に関すること。 (4) ボランティア活動及び NPO 活動に係る調査及び研究並びに推進に関すること。 (5) 市民活動団体支援金に関すること。 (6) 市民活動団体支援制度審査会に関すること。 (7) 市民活動団体支援基金に関すること。

「都市再生の担い手」として事務局が注目した発言等 <p>「市民活動の活性化」は、補助金配分に市民が参画することで市民の意識を市民活動に向ける 市民の市民活動への参画を促進 市民活動を活性化、という考え方であり、ひいては、地域で活動する市民相互の連携強化、地域コミュニティの再生を企図している。</p> <p>市民は行政にお任せ、NPO等は行政に支援をお願いし、行政はNPO等を支援してあげているという構図が従来型だが、本制度は、市民は自ら補助金配分に参画し、NPO等は市民に対して説明責任を果たす(透明性の確保)ことで補助金を獲得し、更には市民自身が活動にも参画していく、という動的な仕組みであり、決定的に異なる。</p> <p>お互いの活動を知り、自分の活動を更によりよくする類似活動のネットワークは重要。ただし、当事者はその重要性を認識してはいるが、現状として連携をとりあうことはなかなか難しいようである。</p> <p>市(当課)が間に入ってつなぎ役や出会いの機会提供を実施(例:「あゆみまつり」における団体活動紹介、交流会開催)。</p>

(写真1...制度の仕組み)  <p>活動計画の提案 支援対象団体の公表 団体の選択届出(投票) 個人市民税額の1%相当額を団体へ</p>	(写真2...団体の市民に対するプレゼン) 
---	--

インタビュー概要

(活動内容についての説明)

1%の向こうに見えるま・ち・づ・く・り

- ・ 個人市民税納税者が自ら選んだ市民活動団体1団体を、届出することにより、その納税額の1%に相当する額を市が市民活動団体に補助金を交付する制度。16年12月に条例案を可決、17年1月から一部実施で4月から本格実施している。
 - ・ この仕組みは、市民活動団体から、市へ事業提案を頂き、市の審査会で補助の対象団体を決定のうえ公表し、市民税納税者が対象団体の中から1団体を選択して届出を行う。市は選定された団体ごとに支援額を集計して助成する。市民税納税者は、活動団体の選定に代えて「市川市市民活動団体支援基金」への積み立ても選択できる。
 - ・ この制度は、納めた税金の用途を納税者自らが指定することができ、また、市民活動団体への助成額を行政ではなく市民が決定するという今までにないものである。
 - ・ 市川市は、人口約46万人、江戸川を挟んで東京に隣接する住宅都市である。千葉都民、市川都民と言われるように、人口の約1/4が東京への通勤、通学者である。所得税の8割、市民税の7割が給料から直接納付されるサラリーマンが多い地域である。
 - ・ 市民税の納税者は約22万人で、納税額は300億円、その1%は3億円。補助金予算として3億円必要だが制度開始年度であり、その10%の利用を見込んで3000万円を予算化した。(実績は約1300万円)
 - ・ また、市で把握している市民活動団体は、280団体で、そのうちNPO法人等が91団体である。
 - ・ 制度導入の背景は、市民のニーズが多様化、複雑化しており、今までの行政サービスでは財政的にも対応が難しい。また、2007年には団塊の世代が大量に地域に帰ってくる中で、地域活動の新たな担い手としてNPOやボランティアなど市民活動に期待できるのではないか。
 - ・ 現在の市長が、行政は市民の目線と地域の視点で市民と知恵と力を合わせて課題に取り組むようにということで、7年前にボランティア支援課を設置し、その後サポートセンターの開設、NPOなどの市民活動に関する相談や情報提供などの支援を実施してきた。しかし、団体への財政的支援には、公金ということもあり、慎重にならざるを得なく、H16年度になって、団体から事業を公募し補助金を交付する、公募型の補助金制度をスタートさせ、この制度が発展した形として、今回の1%支援制度となっている。
 - ・ 1%制度導入の契機は、H14年の秋、NHKの報道番組「変革の世紀」でハンガリーのパーセント法についての放映がきっかけ。ハンガリーは国税である、そのまま日本では実施できないことから、市では住民税でできないか検討するようにと市長から指示を受けた。実質的にはH16年当初より検討をはじめ、H16.7月、条例を制定して実施していくことを公表した。
 - ・ 制度の目的は、納税者意識の高揚と市民活動への支援、促進、活性化である。1年目の実績は、83団体から助成申請があり、審査会での審査を経て81団体が対象団体となった。これに対して市民税納税者からの団体選択の届出総数は6266人であったが、無効の届出もあり、5557人が有効届出となった。当初は市民税納税者の1割の届出を見込んでいたが、2.49%と見込みが外れたかたちとなった。結果的に、81団体へ約1100万円の補助金が交付され、市民活動団体支援基金に、約200万円を積み立てた。
 - ・ 市民アンケートなどから見えてきた課題は、
 - 制度が市民に周知されていない。
 - 制度を実施してみると「税金を1%多く取るのか。」とか、「こんな制度は止めて税金を1%安くしてほしい。」などという意見もあった。
 - 制度のPRに努めたが、十分な理解が得られていなかった。
- 届出方法の簡便化
- 市民税納税者からの届出は、個人を特定するため納税通知書番号の記入を求めたが、番号が解らないなど評判が悪かった。他の方法で個人を特定可能なものであれば可としたが、利用しやすい方法が必要と考えている。
- 市民税納税者のみの参加であるが納税者以外の参加をどうするか。

市民活動を担っているその多くは女性であり、納税者でなくてもこの制度に参加したいとの希望がある。NPOとか、市民活動そのものが市民にとってより身近な活動として十分に理解が図られていない。

7年前から市役所に組織を設置して市民活動をサポートしてきたが、まだまだ十分ではない状況にある。

- ・ 制度の効果として、市民活動団体からは、活動のPRの機会ができ、市民の理解が広がってきた。助成を受けるためには、市民から支持される必要があり、団体としてPR活動に積極的に取り組むようになったことや市民への説明責任を積極的に果たす効果が生まれている。また、行政内部の評価としては、市民活動の活性化の大きな手段であり市民と協働のまちづくりを進める一歩になった。
- ・ 個人的な感想として、この制度は、行政と市民活動団体と市民の信頼関係に基くものであり、互いの信頼関係を如何に築くかである。行政が信頼を得るには、地域の現場で団体、市民と一緒に汗をかいて、現場のニーズを汲み取ることである。
- ・ 18年度の応募団体は、今年度の83団体から99団体になった。

(質 疑)

：寺沢氏 **：事務局**

市川市の1%支援に際し設けられた基金へは、1%支援からの拠出の他、市民の自らの意志による直接寄付は可能か？

可能。これまで市民活動等への寄付体制が無かったので、基金には併せて同機能を持たせた。今回、1件(約20万円)の寄付があった。

市川市には、地方中小都市からの制度の問い合わせはかなりあるのか？

当初想像しなかったほど多くの問い合わせがあった。80件以上の議員、NPO、自治体の視察があった。出向いての講演会等も20回以上。傾向としては西の地方の方が多い感じで、愛知、岐阜などでは大きな反響があった。千葉県内は(普段の付き合いから、ある程度内容を知っていることもあるが)あまり反応は無い。都区部からも無い。

大都市・大都市近郊の市だから成立するということが考えられる。地方中小都市を含めて普遍的に普及しそうな感じはあるか？

10万人以下の市や町の方が、市民活動の効果は現れやすいだろうと考えている。40万を超える市川市では、なかなかこの制度の効果が実感にくいのではないかと思う。